

**欧州における民間の自主的取組や
リテラシー向上等の取組について**

2009年1月14日
一橋大学名誉教授 堀部政男

1 フランスにおける青少年保護の取組

- **自主憲章については様々な主体による憲章が締結され、一部は相互に関連。フランスでは、法律の運用ガイドライン的な位置づけとしての官民の合意書の例も見られる。**

→官民の合意書としての憲章に対しては、政府の側では行政として強い姿勢を示すとともに、事業者による自主規制に留まらせない点で有意義として捉える一方、事業者の側では規制の代替としてやむなく署名したとの受け止め方も見られた。

【自主憲章の例】

(1) 家族省と事業者の合意書（ペアレンタルコントロールに関する2005年11月の合意書）

デジタル経済法6条1項（フィルタリング提供の義務化）の運用等に関する官民の合意書（次ページ参照）

(2) 特定コンテンツとの闘いに関するホスティングサービス・インターネット接続サービス事業者の憲章

デジタル経済法4条等（違法情報の通報等）の運用等に関する民間憲章（署名は業界団体及び加盟事業者）

(3) 内務省と事業者の合意書

デジタル経済法の運用に関する官民の合意書であり、近日中に締結予定。上記憲章等の一部を引用しつつ、爆発物製造情報の扱い等を一部追加しているが、既存の内容を越えるものではないとのこと

(4) 「インターネットの権利に関するフォーラム」による勧告

児童ポルノ対策について、海外サーバーの問題やブラックリストのカテゴリー等の内容を含むもの（次ページ参照）

- **児童ポルノサイトのブロッキングについては、来年2月頃までにISPが技術調査を行い、同6月に向けてISPと関係3省（内務、産業、家族）との間でガイドラインを作成予定。**

→遮断については、ドメインレベル（ノルウェー）、URLレベル（イギリス）、ページレベルのハイブリッド的なものとなる見込み。

→過去、司法判断に基づき歴史修正主義サイトに対してブロッキングが行われた例があるが、設定後にミラーサイトが頻出する等、かえって問題を大きくしたという経緯があるとのこと。

《参考》家族省と事業者の合意書について

- ✓ペアレンタルコントロールに関する官民の合意書（家族省は「co-regulation」と位置づけ）。
 - ①フィルタリングを無償提供し、3ヶ月ごとに内容を更新、②大手民放（TF1、M6）における啓発活動を実施、③年に3回、フォローアップ会合を開催する等の内容。
- ✓フィルタリングには、「児童向け」にホワイトリスト、「青少年向け」にブラックリスト（麻薬、ポルノ、暴力、賭博の4カテゴリの閲覧を制限）の利用を推奨（年齢の区別は親が判断）
- ✓家族省は、参加事業者によるペアレンタルコントロールの取組を、①無償提供かどうか、②契約時に容易に認知可能かどうか等の基準に照らして評価し、その結果を公表。
- ✓携帯電話事業者団体（AFOM）向け⁽¹⁾とISP事業者団体（AFA）向け⁽²⁾の二本立て。
 - (1) Charte d' engagements des operateurs sur le contenu multimedia mobile
 - (2) Controle parental sur l' internet :les engagements des fournisseurs d' acces Internet, 16 novembre 2005

【合意書策定の背景等】

- インターネット上の青少年保護に関する法制として、2004年デジタル経済信頼法（EU電子商取引法的側面指令の国内適用法）しかなく、対策が不十分との指摘を踏まえ、2005年、家族担当大臣（当時）が、家族団体、青少年団体、ISP等の関係者とともに集中会合を開催。その成果を、官民の「合意書」として、首相が記者会見で発表。「家族政策に関する年次国民会議」で承認。
- 合意書を踏まえ、AFOMが「インターネットの権利フォーラム」（民間のシンクタンク）と協力して、コンテンツカテゴリ基準を策定。

○家族省の概要（正式名称：家族問題各省連絡委員会（*Délégation interministérielle à la famille*）

家族問題に関する関係省庁の常設委員会、内務省、国民教育省、法務省の代表者等15人から構成。1999年設立。担当相はベルトラン労働・保健・連帯大臣。

2 GSMヨーロッパ協会における青少年保護の取組

- 自主憲章として、主要携帯事業者24社が署名する「青少年による安全な携帯電話利用に関する欧州枠組み」が存在。これに基づき、23の加盟国が個別の行動規範を採用済。

→欧州枠組みの内容は、(a)アクセス制御機能、(b)啓発・教育、(c)商用コンテンツの分類、(d)携帯インターネット上の違法情報対策からなる。(a)に関しては、署名事業者に対し、大人向けの商用コンテンツに対するアクセス制限の提供を義務付け、フィルタリングや課金制限等によるカスタマイズ機能の提供を義務付け。各国の市場環境の違い等に配慮し、アクセス制限の手法は一に限定していない(下記事例参照)。

→加盟国が独自に行動規範を採用することが推奨されており、これまでに23加盟国が国としての行動規範を採用し、81事業者が署名済み。署名事業者間でセミナーや欧州議会との朝食会等の活動を行ってきており、来年2月に活動報告を公表する予定。

【アクセス制限サービスの提供例】

☆ ドイツテレコムグループ「Net Gate」

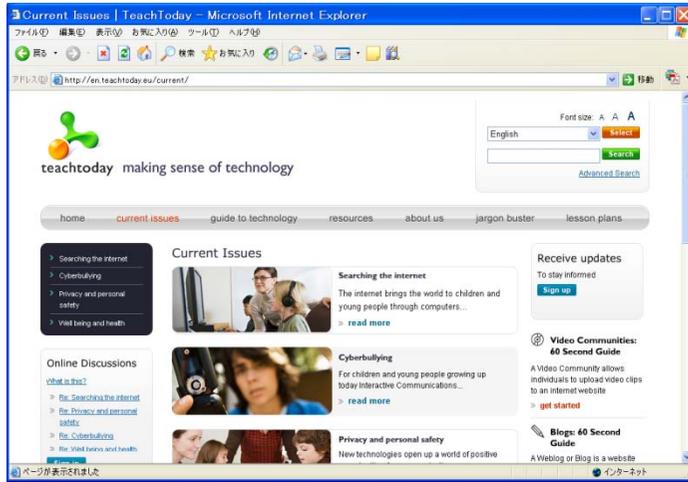
PC、携帯、テレビ(セットトップボックス)等のデバイスに共通した年齢認証システムを構築し、それと連動したポータル「Net Gate」を提供。携帯電話であれば、端末単位で割り振られたIDに基づき、レイティングされたコンテンツ(自社及び提携事業者)の閲覧を制限するサービス(無料)。

- リテラシーの取組として、主要通信関連事業者(※)、28の欧州教育担当省(European Schoolnet)及びGSM協会からなるコンソーシアム「TeachToday」が存在。リテラシー教育を行う教員の支援等を目的としており、既にモデル授業計画等を掲載したサイトを開設済(teachtoday.eu)。今後、地域別のコンテンツ細分化やNGO等との連携も強化する予定。

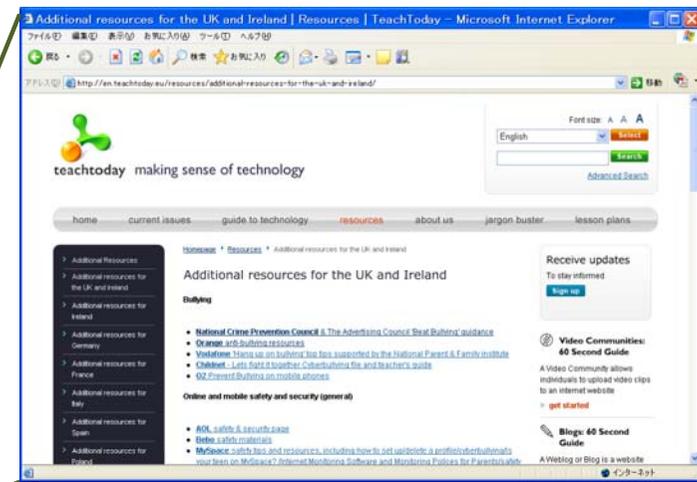
(※)ドイツテレコム/Tモバイル、オレンジ/FTグループ、テレフォニカ、ボーダフォン、フェイスブック、グーグル、マイクロソフト等

《参考》TeachTodayの取組

■ 最新の話題

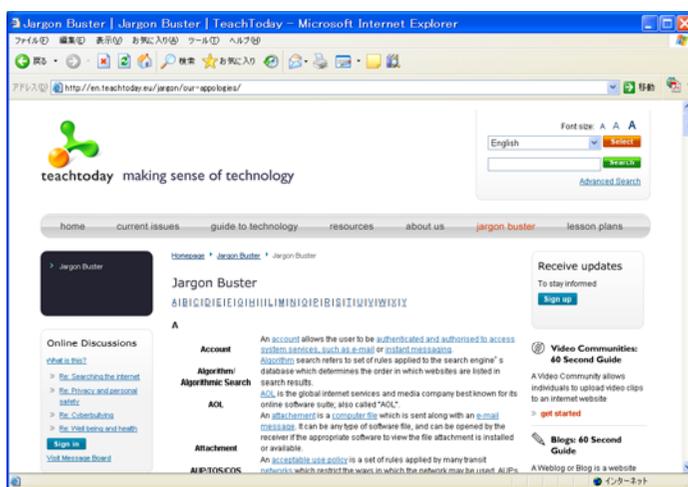


■ 情報モラルコンテンツ集

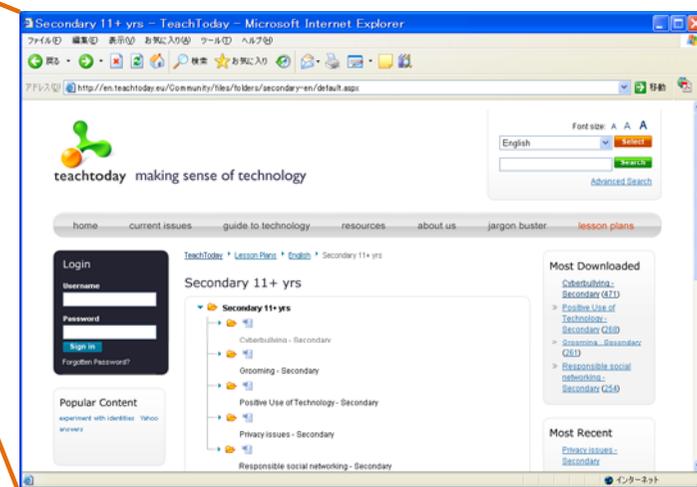


主に教員向けに情報モラル教育
用コンテンツ等を幅広く提供

■ 関連用語集



■ モデルカリキュラム



3 ドイツ青少年メディア保護委員会（KJM）における青少年保護の取組

- 自主憲章の策定団体として、インターネットに関してFSMを、放送に関してFSFを認可。KJMは、州際協定に基づき、暴力、極右、ハードポルノ等の違法情報を管轄（FSMの管轄外）する他、一般からの通報窓口の設置、児童ポルノ等の連邦刑事局への通知等を実施。

【青少年メディア保護委員会KJMについて】

- 青少年保護法及びメディア州際協定に基づき2003年に設立。本来であれば放送やインターネットコンテンツは州政府の管轄だが、情報流通の特性に鑑み、州メディア庁の下に置かれたもの。毎月の定期会合等により州際協定違反事案の審理等を実施。
- 各州メディア庁の代表者(6名)、連邦政府の代表者(2名)、州の代表者(4名)の計12名より構成。第二次世界大戦の反省により、ドイツでは政治とメディアの分離が重要課題であり、これら代表者は教員や宗教家等からなる選考委員会が中立的な人物を選任。
- インターネット上の違法・有害情報対策強化のため、jugentschutz.net を併設。州際協定によりKJMの一部とされた支援組織であり、KJMが法的手続を開始する前に事案の調査や通報受付等を実施。常設スタッフは3名だが、学生等も含めて柔軟に構成。

【自主規範団体FSMについて】

- 全ての違法情報を扱うわけではなく、州際協定19条に基づいて自主規範団体の認定基準が法定されていること等から、ドイツの枠組みは自主規制というよりも共同規制(Co-regulation)に近い。
- ISP、チャット事業者、検索エンジン等多様な事業者が加盟しており、各々が業界別の自主憲章を策定する等活発な活動を実施。KJMもFSMの拡大を歓迎しており、近年のオンラインゲームの普及を踏まえ、ゲーム業界への参加拡大が課題となっている。

【州際協定に基づく規制について】

- ドイツでは表現の自由と同様に青少年保護も憲法で規定されており、違法情報と青少年有害情報の差はあまり意識されていない。
- ①児童ポルノや人権侵害、戦争賛美等の違法情報は送信行為を禁止(州際協定4条1項)
- ②ポルノ一般、暴力等の青少年育成阻害情報は、放送行為を禁止し、インターネット上の流通を閲覧制限を条件に許可(同条2項)
- ③飲酒を勧奨する等の青少年有害情報は閲覧時間の制限等一定の措置を講じることを条件に全メディアで許可(5条1項) 等

- リテラシーの取組として、KJMによる啓発リーフレットの作成・頒布、各州メディア庁による子ども向け啓発サイトの設置等。フィルタリングの認知度向上が課題。